内縁

不当破棄には損害賠償

内縁とは、婚姻の意思をもって共同生活を営み社会的にも夫婦と認められる実体がありながら、婚姻の届出をしていないために、法律上は夫婦として認められない事実上の夫婦関係をいいます。

判例は、「男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係というを妨げない」とし、内縁についていわゆる準婚関係を認めています。

婚姻に準ずる関係ということから、夫婦間の同居協力扶助の義務（民法 752 条）、守操義務、婚姻費用の分担請求権（同 760 条）、日常家事債務の連帯責任（同 761 条）などが準用されます。

しかし、内縁は婚姻の届出がないために戸籍上の記載がされないので、戸籍によって形式的画一的に処理すべき事項に関する規定は準用できないとされ、氏の同一（同 750 条）や婚姻による成年擬制（同 753 条）は準用されません。また、配偶者としての相続権は認められず、姻族関係も認められません。

内縁関係の父母の間に生まれた子は嫡出子とはならず、母の氏を称し、母の親権に服することになります。

内縁の効果の重要なものは、不当な破棄の責任です。正当な理由なく内縁関係を破棄した一方は相手方に対して損害賠償責任を負うとされ（最高裁昭和 33 年 4 月 11 日判決）、内縁関係に不当に干渉してこれを破綻させた者も不法行為の責任を負うとされます（最高裁昭和 38 年 2 月 1 日判決）。

社会保障に関する法制度では、実体的生活関係に基づく保障という見地から「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に配偶者と同様の地位を与えるとの取り扱いが見られます。例えば、健康保険、労働災害の遺族補償年金、遺族厚生年金、育児休業、介護休業の申し出などにその趣旨の規定があります。

内縁関係は、当事者の合意によって解消することはもちろんですが、一方が内縁関係を破棄し、事実上共同生活の実体がなくなればその原因を問わず解消されます。内縁はもともと共同生活という事実上の関係を基礎とするものですから、その事実がなくなれば解消すると解さざるを得ません。ただし、一方からの不当な破棄であれば、相手方は慰謝料等の請求ができることは前述のとおりです。